

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{【所得の目安】 } 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、平成31年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】東通村税務住民課 住民G（☎ 27-2111）、むつ年金事務所（☎ 22-2278）

企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集について

◆企業版ふるさと納税について

国（内閣府）が認定する地方公共団体の地方創生事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対し、企業が寄附を行うと、法人関係税（法人事業税、法人住民税、法人税）について、最大で寄附額の約6割相当額の軽減を受けることができます。

【寄附の条件】

- ・ 本社（税法上の主たる事業所又は事務所）が東通村にない企業が対象となります。
- ・ 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 寄附企業への経済的な利益の供与は禁止されています（補助金交付、低金利貸付、入札の便宜など）。
- ・ 寄附の対象期間は平成30年度から31年度までです。

◆東通村の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」

東通村が内閣府より「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として認定を受けた事業は、次のとおりです。

- 移住・定住へ選ばれる東通村づくりプロジェクト
- 東通村最高級生産物3本の矢を中心とした農水産物ブランディングプロジェクト
- 東通村教育環境デザイン推進プロジェクト

※詳細は、村ホームページをご覧ください。

問合せ先：東通村経営企画課